令和８年度第２回　県医療提供体制協議会

日時：令和８年８月 31 日(月)18:00～20:00
場所：沖縄県医師会館　３階ホール

次　第

１　開会

２　議事

⑴ 新たな地域医療構想の方向性と構想区域について

⑵ 医療需要の将来推計と取り組むべき課題について

（質疑応答）

３　閉会

［配布資料］
会次第等

① 次第　・・・・Ｐ１
② 構成員名簿　・・・・Ｐ２
③ 配席図　・・・・Ｐ３
④ 医療提供体制協議会設置要綱　・・・・Ｐ４～9

【資　料１－１】 地域医療構想策定ガイドラインについて
【資　料１－２】 新たな構想の方向性と構想区域について
【資　料２】　医療需要の将来推計について
【参考資料１】地域医療構想策定ガイドライン
【参考資料２】需要の将来推計を踏まえた課題

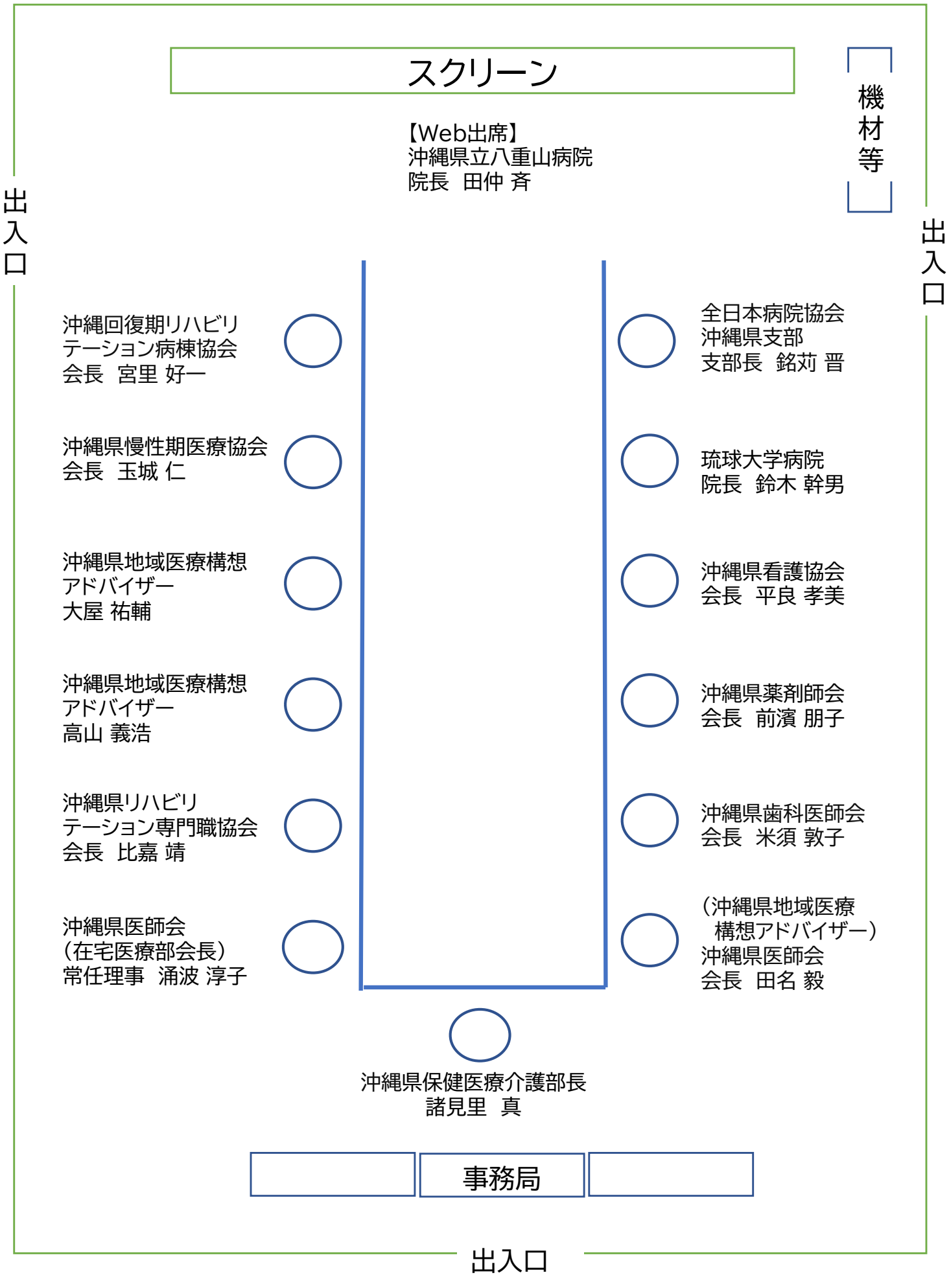
沖縄県医療提供体制協議会　構成員一覧

任期　：令和７年12月から令和9年11月末まで

NO	団体名	職	氏名	医療提供体制協議会 設置要綱第４条の該当号	出欠
1	沖縄県医師会 （沖縄県地域医療構想アドバイザー）	会長	田名　毅	⑴　診療に関する学識経験者の団体	現地参加
2	沖縄県歯科医師会	会長	米須　敦子	⑴　診療に関する学識経験者の団体	現地参加
3	沖縄県薬剤師会	会長	前濱　朋子	⑵　地域の医療関係団体	現地参加
4	沖縄県看護協会	会長	平良　孝美	⑵　地域の医療関係団体	現地参加
5	琉球大学病院	院長	鈴木　幹男	⑶　特定機能病院	現地参加
6	沖縄県病院事業局	局長	本竹　秀光	⑷　公的医療機関	欠　席
7	沖縄県立八重山病院	院長	田仲　斉	⑷　公的医療機関	オンライン参加
8	公益社団法人全日本病院協会沖縄県支部	支部長	銘苅　晋	⑴　診療に関する学識経験者の団体 ⑸　その他保健医療部長が適当と認める者	現地参加
9	沖縄県慢性期医療協会	会長	玉城　仁	⑴　診療に関する学識経験者の団体 ⑸　その他保健医療部長が適当と認める者	現地参加
10	沖縄回復期リハビリテーション病棟協会	会長	宮里　好一	⑴　診療に関する学識経験者の団体 ⑸　その他保健医療部長が適当と認める者	現地参加
11	沖縄県地域医療構想アドバイザー （一般財団法人沖縄県北部医療財団）	（理事長）	大屋　祐輔	⑸　その他保健医療部長が適当と認める者	現地参加
12	沖縄県地域医療構想アドバイザー （沖縄県立中部病院）	（地域診療科部長）	高山　義浩	⑸　その他保健医療部長が適当と認める者	現地参加
13	北部市町村会	理事	渡具知　武豊	⑸　その他保健医療部長が適当と認める者	欠　席
14	沖縄県医師会 （県在宅医療部会長）	常任理事	涌波　淳子	⑴　診療に関する学識経験者の団体 ⑸　その他保健医療部長が適当と認める者	現地参加
15	沖縄県リハビリテーション専門職協会	会長	比嘉　靖	⑴　診療に関する学識経験者の団体 ⑸　その他保健医療部長が適当と認める者	現地参加
16	沖縄県保健医療介護部	部長	諸見里　真	―	現地参加

令和8年度第2回　県医療提供体制協議会　配置図

日時：令和8年8月31日(月)18:00～20:00
場所：沖縄県医師会館　3階ホール



医療提供体制協議会設置要綱

平成 31 年４月１日　　制定
令和３年６月 14 日　一部改正
令和５年７月４日　　一部改正
令和６年９月６日　　一部改正
令和８年６月 15 日　一部改正

第１章　総則

（目的）

第１条　沖縄県における良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、医療提供体制協議会を設置する。

（構成）

第２条　医療提供体制協議会は、次に掲げる会合をもって構成する。

⑴　県医療提供体制協議会

⑵　地区医療提供体制協議会

２　前項第２号で規定する地区医療提供体制協議会は、二次医療圏ごとに設置し、その名称は次のとおりとする。

⑴　北部地区医療提供体制協議会

⑵　中部地区医療提供体制協議会

⑶　南部地区医療提供体制協議会

⑷　宮古地区医療提供体制協議会

⑸　八重山地区医療提供体制協議会

第２章　県医療提供体制協議会

（県医療提供体制協議会の意見聴取事項）

第３条　県は、県医療提供体制協議会（以下「県協議会」という。）の構成員から、次に掲げる事項について意見を聴取する。

⑴　医療計画に関すること（医療法第 30 条の 23 第２項で規定する地域医療対策協議会において協議を行う事項を除く）。

⑵　地域医療構想に関すること。

⑶　地域医療介護総合確保基金の都道府県計画に関すること。

⑷　その他、本県の医療提供体制の確保に必要な事項に関すること。

（県協議会の構成員）

第４条　県協議会の構成員は、次に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから 20 人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

⑴　診療に関する学識経験者の団体

⑵　地域の医療関係団体

⑶　特定機能病院

⑷　医療法第 31 条に規定する公的医療機関

⑸　市町村及び医療保険者

⑹　その他保健医療介護部長が適当と認める者

２　前項第１号、第２号及び第５号に掲げる団体等については、当該団体等の推薦に基づき、保健医療介護部長が決定する。

３　構成員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（県協議会の議事進行）

第５条　県協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

２　前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、保健医療介護部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

（代理出席）

第６条　第４条第２項の規定により団体の推薦を受けて決定された構成員は、やむを得ない事由により協議会に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理として、出席させることができる。

２ 前項の場合において構成員は書面により代理の者を保健医療介護部長に通知するものとする。

（県協議会への関係者の出席）

第６条の２　保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、県協議会に第４条第１項により決定した構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会の設置）

第７条　県協議会に別表に掲げる部会を置く。

２　県は、部会の構成員から第３条第１号に掲げる事項について、意見を聴取する。

３　部会の構成員は、次に掲げる者のうちから、20 人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

⑴　診療に関する学識経験者
⑵　その他保保健医療介護部長が適当と認める者
４　部会の構成員の任期は２年とし、再任を妨げない。
５　部会に部会長１人を置き、部会長は部会の構成員の互選により定める。
６　部会の議事進行は、部会長が行う。
７　前項の規定にかかわらず、部会長は、部会長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。
８　部会長又は部会長から指名を受けた者は県協議会に出席し、意見を述べることができる。

（地区医療提供体制協議会代表者の出席）
第８条　保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、県協議会に第２条第１項第２号の規定により設置する地区医療提供体制協議会の代表者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（県協議会及び部会の開催通知等）
第９条　県協議会及び部会の開催は、保健医療介護部長が通知する。
２　保健医療介護部長は、県協議会及び部会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。
⑴　県協議会及び部会の日時及び場所
⑵　県が意見を求める事項
⑶　県が意見を求める事項の参考となる事項

第３章　地区医療提供体制協議会

（地区医療提供体制協議会の協議事項）
第 10 条　地区医療提供体制協議会（以下「地区協議会」という。）では、各二次医療圏内の医療提供体制に関して、次に掲げる事項について協議する。
⑴　将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の沖縄県地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
⑵　医療計画の推進に必要な取り組みに関すること。
⑶　その他、医療の推進に関すること。

（地区協議会の構成員）
第 11 条　地区協議会の構成員は、協議事項に応じて、次に掲げる者のうちから保健医療介護部長が招集する。
⑴　医療関係者

⑵　学識経験者
⑶　圏域内各市町村の職員
⑷　医療保険者
⑸　医療を受ける側を代表する者
⑹　関係行政機関の職員（県職員を除く）
⑺　その他保健医療介護部長が適当と認める者

（地区協議会の開催通知等）
第 12 条　地区協議会の開催は、保健医療介護部長が通知する。
２　保健医療介護部長は、地区協議会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。
⑴　地区協議会の日時及び場所
⑵　協議事項
⑶　協議の参考となる事項

（地区協議会の議事進行等）
第 13 条　地区協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。
２　前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、保健医療介護部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

第４章　雑則

（庶務）
第 14 条　県協議会及び地区協議会の運営に係る庶務は、保健医療介護部医療政策課において処理する。
２　部会の運営に係る庶務は、別表で掲げる担当課が処理する。

（補則）
第 15 条　この要綱に定めるもののほか、県協議会、部会及び地区協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。
（がん対策及び周産期医療に関する意見聴取）
２　がん対策又は周産期医療に関して意見を聴取する必要がある場合は、沖縄県がん対策推進計画検討会及び沖縄県周産期保健医療協議会を第７条第１項で定める部会とみなし、同条第２項を適用する。

（沖縄県地域医療対策協議会設置要綱等の廃止）

3　沖縄県地域医療対策協議会設置要綱（平成 19 年 11 月 15 日要綱）及び沖縄県地域医療対策会議設置要綱（平成 29 年５月 11 日要綱）は廃止する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年６月 14 日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和５年７月４日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年９月６日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年６月 15 日から施行する。

別表（第７条関係）

部会名	担当課
糖尿病対策部会	医療政策課
精神疾患対策部会	地域保健課
救急医療部会	医療政策課
災害医療部会	医療政策課
小児医療部会	医療政策課
へき地医療部会	医療政策課
在宅医療部会	地域包括ケア推進課
新興感染症等医療部会	地域保健課